

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 令和5年6月28日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫  
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 7番 高田 吉敏  
8番 竹村 昇 9番 谷口 清美 11番 濱堀 秀規  
12番 林 恭子 14番 平瀬 惣一 15番 小林 幸男  
16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治 18番 増金 義文  
19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治

欠席委員 6番 里見 廣治 10番 中井 弘 13番 林 博子

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
(農林水産課) 所有権移転: 2件  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件  
② 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 4件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 4件  
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件  
⑤ 使用貸借解約について 4件  
⑥ 農地であることの証明願について 1件  
⑦ 非農地証明願について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年6月の農業委員会を開会いたします。現メンバーで最後の農業委員会ということになります。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員17名、欠席3名であり、過半数に達しております。

よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。

議事録署名人は、3番 井上委員、5番 小川委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について>  
所有権移転 2件  
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について質問・ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。

次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小林委員 15番。申請地は、牛屋島大橋から南へ300mほどに位置する農地です。

譲受人は板野町で碎石会社を経営する傍ら、5,000㎡ほどの農地で水稻を栽培しています。

申請地は現在耕作放棄地となっておりますが、取得後は会社の機械を使用し、下草や樹木を撤去したうえで、玉ねぎ栽培をする計画であり、労働力として会社の定年退職者を雇い入れる予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議をいただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定によります許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>

・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

藤本委員 17番。申請番号1番。申請地は、大津橋から北東に位置する農地です。  
譲受人は申請地の近隣の土地で飲食販売業を営んでおります。近くに駐車場スペースが必要であったため、近隣の申請地を駐車場敷地として売買をすることとなったことから、今回の申請となりました。

なお、農地法の手続きを行わずに駐車場として転用されていますが、本申請にあたり今後は無断で転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

現状では、整地して碎石を敷いております。

排水については雨水のみであり、地先水路に自然排水することについて、地元自治会の同意を得ていますので、問題はないと考えます。ご審議のほどお願いします。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、大津橋から北東へ約550mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

この度、申請地について農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。

なお、今回の申請にあたり、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

事業計画では、既に整地して碎石を敷いて利用しており、新たな工事は行いません。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認といたします。  
次に、申請番号2番から5番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

石園委員 1 番。申請地は、堀江北小学校から東に位置する農地です。  
譲受人は、太陽光発電事業を営んでおります。この度、体力の衰えから耕作されていなかった申請地について所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、盛り土せず整地した後、防草シートを敷き、周囲にフェンスを新設することで、被害防除を図ります。  
また、施設内及び関連する周辺地の除草や排水等環境保全に努めます。  
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、堀江北小学校から東へ約 1 0 0 m に位置しており、周囲を宅地、J R 鳴門線に囲まれた 1 0 h a 未満の広がり無し第 2 種農地に該当します。  
今回の転用全体計画については、土地所有者 5 人、申請地は 2 9 筆で市街化区域・市街化調整区域両方にまたがり、許可と届出申請をあわせた総面積は約 1 4, 0 0 0 m<sup>2</sup> となります。  
事業計画では、ソーラーパネルを 2, 9 9 7 枚設置、年間約 2 0 0 万 k W の発電出力が見込まれています。  
本事業は、譲受人が土地を保有して地上権を設定し、譲受人と別事業者の共同出資による合同会社が発電事業を行い、経済産業省の認定を受けた小売電気事業者に売電を行う計画で、四国電力株式会社との系統連系契約は、令和 5 年 5 月に成立しております。  
当該申請地の一部が埋蔵文化財包蔵地の範囲に入っていますが、試掘調査が終了しており、文化財担当課に工事着工の確認ができております。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号 2 番から 5 番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号 2 番から 5 番について、原案どおり承認といたします。  
以上で、『議案第 3 号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第 4 号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 4. 報告事項 1 9 件 >

- |  |     |
|--|-----|
| ① 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について                | 4 件 |
| ② 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について               | 4 件 |
| ③ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について<br>(農業経営基盤強化促進法) | 4 件 |
| ④ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について<br>(残存小作地の合意解約)  | 1 件 |
| ⑤ 使用貸借解約について                                   | 4 件 |
| ⑥ 農地であることの証明願について                              | 1 件 |
| ⑦ 非農地証明願について                                   | 1 件 |

谷口会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして令和5年6月の総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後2時28分  
令和5年6月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 井上 富夫

議事録署名者 小川 佳